

序章 生物多様性の保全をめぐる動き

1 生物多様性とは

生物多様性とは、生物多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）において、全ての生きものの中に違いがあることをいうものとされており、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

この「生物多様性」を、「つながり」と「個性」という言葉に置き換えることができます。「つながり」は、食物連鎖など生きもの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても個体が少しずつ違うことや、それぞれの地域に固有の生物相があることなどを表した言葉としてとらえることができます。

生物多様性は、単に生きもの種類が多いということではなく、長い進化の歴史によりつくり上げられてきたものです。

(1) 生態系の多様性

様々な生きものを中心に、大気、水、土壌といった環境要素が相互に関わりながら、森林や里山、河川、海といった、1つのシステムとして機能する環境のまとまり（生態系）が多様に存在することを指します。



さまざまな環境のまとまり「生態系」

(2) 種間（種）の多様性

生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが存在することであり、気候などの環境条件や生きもの同士によって多種多様な生きものが育まれることを指します。

(3) 種内（遺伝子）の多様性

同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることです。

遺伝子の多様性は、環境への適応や種の分化といった生きものの進化に関わるものであり、多様性の低下は、種の遺伝的劣化が進み、絶滅の危険性が高まることを意味します。

コラム・1

日本には、ミナミメダカとキタノメダカの2種の“メダカ”が分布し、前者はそれぞれ独自の遺伝子を持つ9つの地域型に細分されています。神奈川県内のミナミメダカは東日本型に分類され、かつては、県内の平野部に広く見られたはずですが、生息環境の悪化や消失により、在来の個体群が維持されている生息地は酒匂川水系の一部だけになってしまいました。

近年、野生個体群の遺伝的多様性が低下したり、同一水系内に遺伝子汚染源となる外来のミナミメダカが放流されているだけでなく、保全地にオオクチバスが放流されるなど、その存続が危ぶまれています。

県では、総合教育センターや水産技術センター内水面試験場において、県内産のミナミメダカを系統別に飼育しているほか、保全団体と協力して野生復帰のための指導を行っています。



酒匂川水系のミナミメダカ（東日本型）
[県立生命の星・地球博物館提供]

は、用語集に記載のある用語

2 生物多様性に支えられる私たちの暮らし

(1) 生物多様性がもたらす恵み

生物多様性は、私たちの暮らしを支える基盤となっています。

例えば、私たちの生存に欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されたものです。

また、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温・湿度の調節にも寄与しています。

野菜や米などの農産物の多くは、野生の植物を品種改良したものであり、魚などの水産物は、海などから得られます。森林は、洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養の働き、山の侵食を防ぎ土砂災害を軽減する働きを持っています。

これらの生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、ミレニアム生態系評価において、**基盤サービス**、**供給サービス**、**調整サービス**、**調整サービス**及び**文化的サービス**の4つに分類されています。

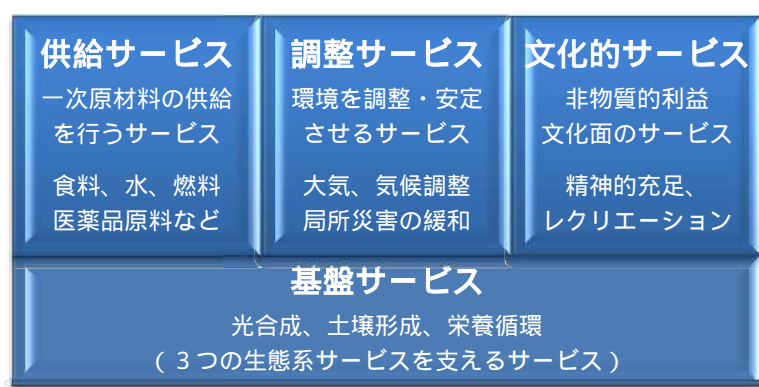


図1 4つの生態系サービスの分類イメージ

(2) 次の世代へ恵みを継承するために

生物多様性は、今日の私たちの社会活動を支える根底にあり、日々の生活、事業活動を持続可能なものとするために不可欠なものです。

また、長い歴史の中で生きものが適応と進化を繰り返すことで培われてきた生物多様性は、微妙な均衡を保つことによって成立しており、一度損なわれると再生することは困難です。

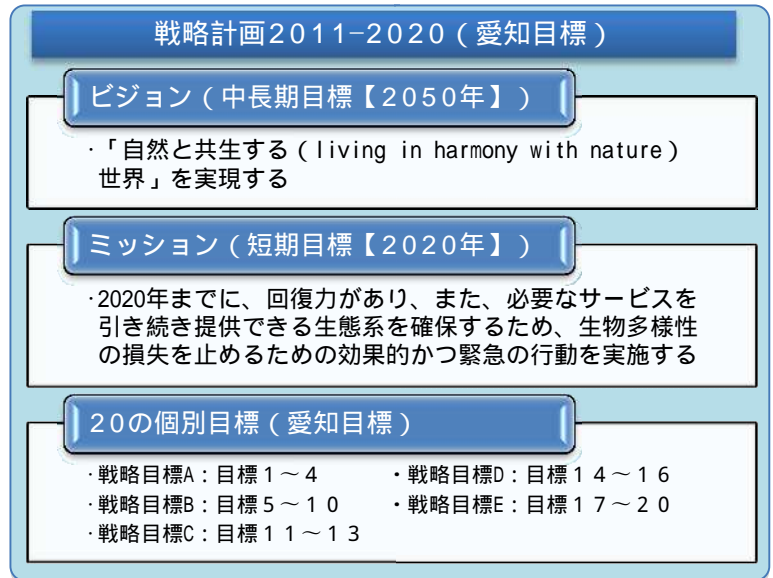
将来にわたり、生物多様性の恵みを享受するためには、個人や事業者など社会を構築する全ての主体が、生物多様性の大切さを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくことが必要です。

3 国際社会と日本における生物多様性の保全の動向

(1) 国際社会の動向

1992（平成4）年にナイロビ（ケニア）で開催された合意テキスト採択会議において、生物多様性の保全 その持続可能な利用 遺伝資源から得られる利益の公正で衡平な配分を目的とした生物多様性条約が採択（1993（平成5）年発効）されています。2014（平成26）年5月現在、194の国と地域が加盟しており、日本は1993（平成5）年5月に批准し、18番目の締約国となっています。

2010（平成22）年には、生物多様性条約第10回締約国会議（以下「COP10」という。）が開催され、今後10年間に国際社会が取るべき道筋である戦略計画2011-2020（愛知目標）が採択されました。この愛知目標は、2050（平成62）年までに「自然と共生する世界」を実現するという中長期目標と、2020（平成32）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという短期目標及び20の個別目標の達成を目指すものです。



戦略計画2011-2020と愛知目標
[環境省ホームページを基に作成]

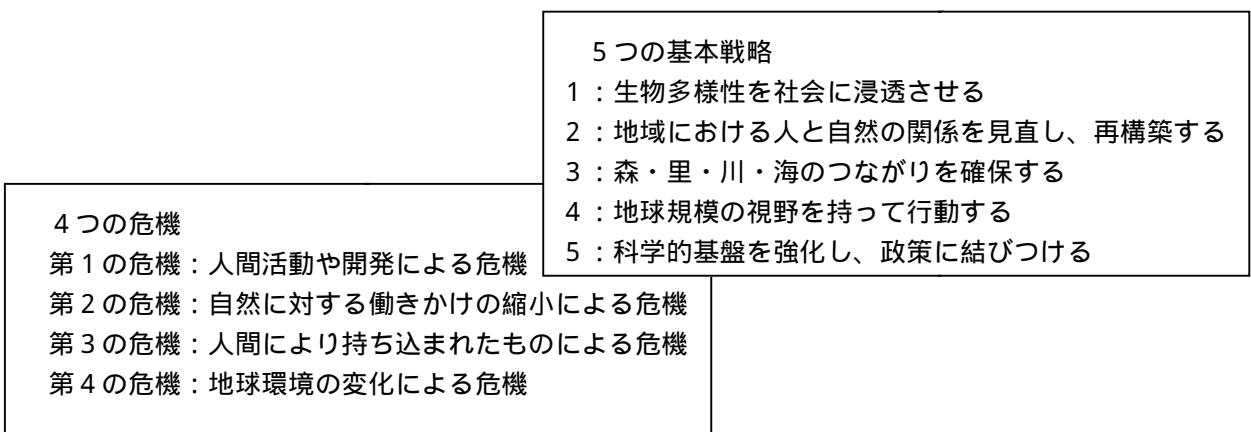
(2) 生物多様性国家戦略による取組の推進

日本においては、生物多様性条約を受け、1995（平成7）年10月に最初の生物多様性国家戦略が策定されました。

2008（平成20）年6月には、生物多様性基本法が制定され、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定されました。

2012（平成24）年9月には、愛知目標が目指す自然共生社会を実現するための理念として「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを掲げ、最初の策定から4度の見直しを経た生物多様性国家戦略2012-2020（以下「国家戦略」という。）が策定されました。

国家戦略では、国内における生物多様性が直面する4つの危機が整理され、2050（平成62）年を目標年次とした長期目標とともに、愛知目標の達成に向けた効果的かつ緊急な行動を実施することについて、2020（平成32）年を目標年次とした短期目標が提示されました。これらの目標達成に向け、概ね2020（平成32）年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を示す5つの基本戦略を設定して、取組を推進しています。



は、用語集に記載のある用語